

第5章 推進体制・進行管理

第1節 戦略の推進体制

生物多様性の保全及び持続可能な利用を行っていくためには、市が推進する取組だけでなく、市民、事業者、市民団体、教育研究機関など様々な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協働していくことが重要です。

また、本戦略は富士市環境基本計画の個別計画にあたるため、環境基本計画における推進組織との整合を図りながら進めていきます。

1-1 各主体の役割

◇市民

市民は、生物多様性の重要性について認識し、緑化や環境負荷の低減、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択、外来種を含む飼育生物などを適切に取り扱うとともに、調査や保全活動などへ積極的に参加します。

また、市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します。

◇事業者

事業者は、経済活動が生物多様性に及ぼす影響について認識するとともに、生物多様性に関する社員教育の実施を行います。経済活動については、生物多様性に配慮した原材料の調達や生物資源の利用を行うとともに、生産・加工・販売・輸送、土地利用・開発事業、保有地の管理における配慮を行います。

また、市などが行う生物多様性に配慮した取組に協力します。

◇市

地域特性に応じた取組や目標を掲げた戦略を策定・実施するとともに、生物多様性に配慮した事務・事業活動、各主体と連携した生物多様性に配慮した取組を推進します。

また、生物多様性の社会への浸透に向けた環境教育・環境学習や保全活動、情報発信を推進します。

◇市民団体・専門家・教育研究機関

市内の自然環境や生物に関する情報収集、保全に関する調査研究のほか、地域の生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を促進します。また、環境教育・環境学習などにおける生物多様性に関する情報提供や助言を行います。

さらに、他の市民団体や専門家、教育研究機関、事業者、市などと連携し、生物多様性に配慮した取組に協力します。

◇国・県・近隣市町

本戦略の推進にあたっては、国や県、近隣市町と連携した取組を実施します。

1-2 市の推進体制

◆富士市環境審議会

富士市環境審議会は、「富士市環境基本条例」第24条の規定に基づく審議会です。市民、事業者及び事業者団体の代表、学識経験者などで構成され、本戦略の年次報告書などについて専門的な見地から調査審議などを行います。

◆富士市環境政策推進委員会

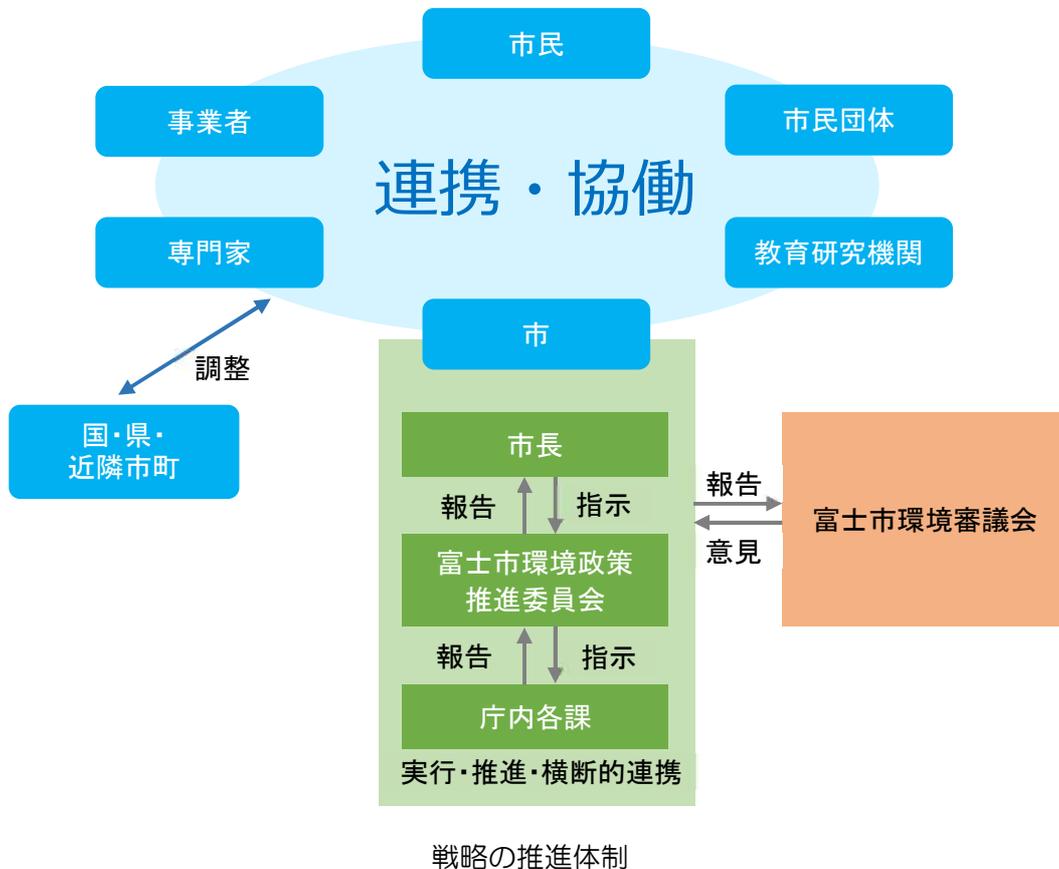
富士市環境政策推進委員会は、「富士市環境基本条例」第23条の規定に基づき、庁内組織を横断する体制として設置している委員会であり、本戦略を推進するための全庁的な組織としても位置付けます。本委員会では、生物多様性に配慮した事業を推進し、総合計画や個別関連施策との調整を図ります。

◆庁内各課

庁内各課は、生物多様性への配慮を施策に織り込み、本戦略の実行、推進、横断的な連携を図ります。

◆事務局

本戦略の推進に関わる事務局は、環境保全課が事務局を務めます。



第2節 戦略の進行管理

本戦略における市の取組を推進するため、環境マネジメントシステムの「PDCA サイクル」の考え方に基づき、個々の取組の進捗状況を点検・評価し、定期的な見直しを図っていく事により、戦略の進行管理を行います。なお、本戦略は「富士市環境基本計画」の下位計画となることから、環境基本計画と同じ PDCA サイクルを活用するものとします。

◇計画 (Plan)

各担当課により、年次実施計画を作成します。

◇実行 (Do)

年次実施計画に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するとともに、市民・事業者などの取組の啓発・情報提供を行い、個々の活動を推進します。

◇点検・評価 (Check)

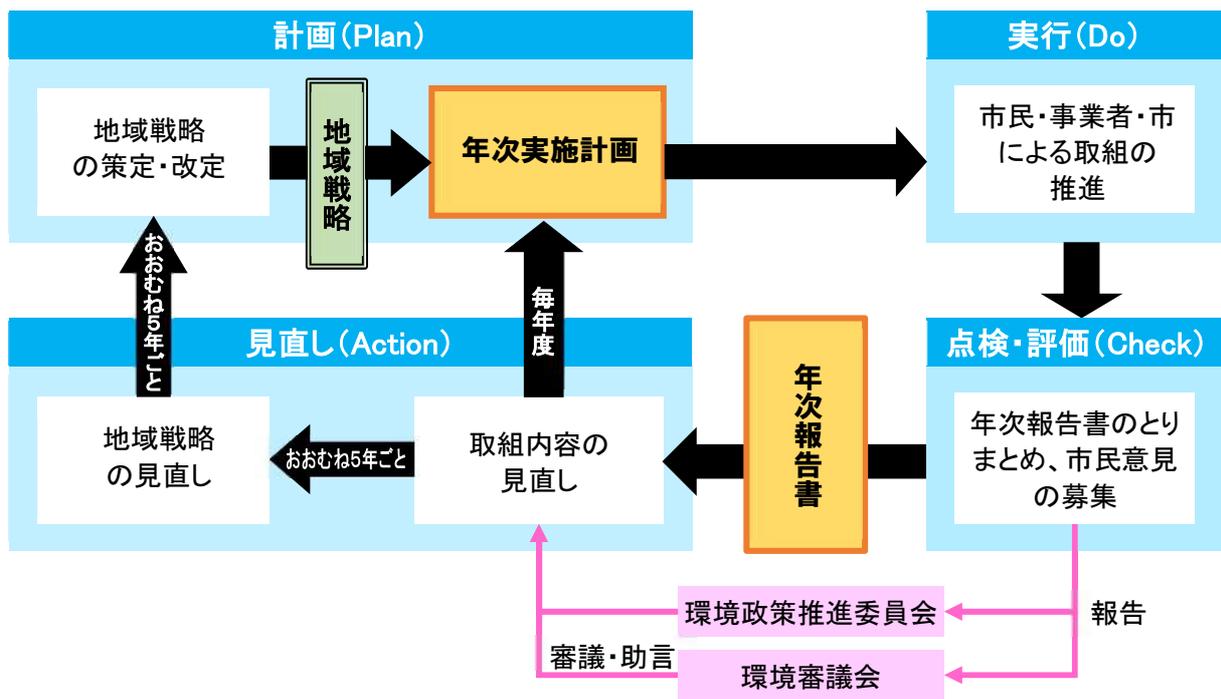
各担当課は年度末に年次実施計画の進捗状況の点検を行い、事務局に提出します。事務局は年次報告書を取りまとめ、市民・事業者へ公表し、意見を募集します。

富士市環境審議会は年次報告書に基づき、本戦略の取組状況の評価及び次年度以降の課題について審議・検討します。

- 【年次報告書の内容 (案)】**
- ①管理指標の進捗状況
 - ②市の取組状況
 - ③市民・事業者の取組状況
(富士市生物多様性サポーター登録制度)
 - ④意見募集の様式 など

◇見直し (Action)

富士市環境審議会の審議・検討結果を受け、富士市環境政策推進委員会には必要に応じて取組への反映を行います。



戦略の進行管理